

第 1 9 4 回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和 2 年 1 1 月 4 日

第 194 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 2 年 11 月 4 日 (水)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 30 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 8 0 5 号議案 桑名都市計画区域区分の変更
 - ・第 1 8 0 6 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(四日市市内 産業廃棄物処理施設)
6. 出席委員の議席番号及び氏名
 - 1 番委員 仲林 真子 近畿大学教授
 - 2 番委員 村山 顕人 東京大学准教授
 - 3 番委員 松本 幸正 名城大学教授
 - 4 番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 6 番委員 松田 弘子 津商工会議所
 - 7 番委員 浅沼 小百合 三重県宅地建物取引業協会
 - 8 番委員 増田 理子 名古屋工業大学教授
 - 9 番委員 高橋 智 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 裕二)
 - 1 0 番委員 堀田 治 中部地方整備局長 (代理 井上 英俊)
 - 1 1 番委員 朝倉 健司 東海農政局長 (代理 都築 孝彦)
 - 1 3 番委員 坪井 史憲 中部運輸局長 (代理 白木 広治)
 - 1 4 番委員 岡 素彦 三重県警察本部長 (代理 高橋 康二)
 - 1 7 番委員 川口 円 三重県議会議員
 - 1 8 番委員 喜田 健児 三重県議会議員
 - 1 9 番委員 廣 耕太郎 三重県議会議員
 - 2 0 番委員 山本 佐知子 三重県議会議員
 - 2 1 番委員 木津 直樹 三重県議会議員
 - 2 2 番委員 舘 直人 三重県議会議員
 - 2 3 番委員 世古 明 三重県市議会議長会会長 (伊勢市議会議長)

第194回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 向井次長

出席予定の委員の方々もおそろいになりましたので、ただいまから第194回三重県都市計画審議会を始めます。

私は本日の司会を担当いたします、県土整備部 都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部理事の真弓のほうから、ごあいさつ申し上げます。理事よろしくお願いいたします。

○県土整備部 真弓理事

県土整備部理事の真弓でございます。

第194回三重県都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

平素は三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

委員の皆様には、本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、withコロナと呼ばれる今、GoToキャンペーンなども始まっており、徹底した感染防止対策を講じながら、日常生活を取り戻し、社会経済活動を活性化していく必要があります。

本日も、お二人の委員にリモートで参加いただくほか、会場におきましても、十分な感染防止対策をとりながら開催させていただくこととしております。

本日ご審議いただきます議案は、桑名都市計画区域区分の変更に関する議案と、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案の合計2議案を予定しております。

委員の皆様には、専門的な立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 向井次長

理事からもお話があったように、本日の審議会では、審議いただきます議案が2件ございま

す。

まず、本日の資料について、確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、事項書と三重県都市計画審議会委員・幹事名簿を1枚ずつ。それから、事前に配布させていただいております黄色の表紙が付いたA4サイズの「議案書」1冊。もしお忘れでしたら、お知らせください。よろしいですか。

それから、第193回三重県都市計画審議会議案の「議案の手続状況」というペーパー1枚。また、本日スクリーンで説明します、画面等をコピーした参考資料を1冊、ホッチキス留めの1冊です。最後に、「第195回三重県都市計画審議会 予定議案概要」ホッチキス止め1部でございます。

大丈夫でしょうか。不足がございましたら、お教えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○司会：都市政策担当 向井次長

はい、ありがとうございます。

<委員紹介>

○司会：都市政策担当 向井次長

それでは、続きまして、今回の審議会から、新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。委員・幹事名簿の順で紹介させていただきます。

1 1番委員、東海農政局長 朝倉健司様でございます。

本日は、代理で、都築孝彦様にご出席いただいております。

○朝倉委員（代理：都築様）

よろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

1 2番委員、中部経済産業局長 畠山一成様でございます。

本日は、欠席されています。

それから、2 2番委員、三重県議会議員 舘直人様でございます。

○舘委員

どうぞよろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

また、本日は、ここにご臨席いただいておりますが、リモートでのご参加ということで、近畿大学教授の仲林委員、東京大学准教授の村山委員にも、出席いただいております。仲林先生、村山先生声が届いているでしょうか。

○仲林委員

はい、聞こえております。

○村山委員

はい。大丈夫ですよろしく申し上げます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、当審議会の会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により議長を務めていただくこととなります。議長席の方へ移動をお願いいたします。これから先の進行につきましては、議長の方をお願いいたします。松本先生、よろしく申し上げます。

※ 松本会長、議長席に移動

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

それでは、ここから私の方で進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずはですね、本審議会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、私から指名させていただきます。

本日は第4番委員の浦山委員、それから第8番委員の増田委員のお二人をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

<出席者数報告>

○議長：松本会長

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

報告いたします。

委員総数24名のうち、委任状の提出がありました5名の代理出席及びリモートでの出席をいただいております仲林委員、村山委員を含めまして19名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

ただ今、報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は、成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱 第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

異議なしということでございますので、公開することに決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい。本日、一般傍聴者の方1名と、報道機関の方1名が来られております。

○議長：松本会長

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。しばらくそのままお待ち下さい。

※ 傍聴者が入場

○議長：松本会長

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしました「傍聴要領」に従っていただきますよう、お願いいたします。

なお、この規定に違反したときは、注意し、またこれに従わないときは、退場していただく場合がありますので、ご了承願います。

4 第193回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

それでは審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第193回都市計画審議会に関する報告がございますということですので、事務局からご報告をお願いします。

○事務局：都市政策課 大下副課長

県土整備部都市政策課副課長の天下でございます。

事務局から、前回の手続状況について説明をいたします。

お手元の資料の「第193回三重県都市計画審議会議案の手続状況」をご覧ください。

令和2年7月28日に開催しました、第193回三重県都市計画審議会におきまして、11件の議案についてご審議いただきました。

第1794号議案、鈴鹿都市計画区域区分の変更につきまして、鈴鹿都市計画区域マスタープランおよび鈴鹿市都市マスタープランの方針に基づき、道伯・稲生地区と野町南部地区等について、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入することをご審議いただきました。本件は令和2年9月8日に告示されております。

続きまして、第1795号議案から第1804号議案につきまして、現行の都市計画区域マスタープランの目標年が令和2年度であるため、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域にある伊勢、鳥羽、志摩、南勢、伊賀、名張、尾鷲、熊野、紀伊長島、御浜の10の非線引き都市計画区域マスタープランの改定についてご審議をいただきました。本件も令和2年9月8日に告示されております。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご報告に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいですかね。ちなみに鳥羽の例の、網形成計画、連携計画ってどうなったんですかね。

○事務局：都市政策課 山室係長

ご指摘の通り古い計画の名前を挙げておりましたので、今回のご指摘を踏まえて修正させていただくことにさせていただいております。

○議長：松本会長

はい。白木委員にご指摘いただきましてありがとうございます。正しい名前に修正いただいたということでございます。ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

5 議事

(1) 第1805号議案「桑名都市計画区域区分の変更」

○議長：松本会長

はい、ではありがとうございます。それでは議案の審議に入りたいと思います。

本日審議いただきます内、議案は先ほどからありますように2議案でございます。それでは、事項書に従いまして、第1805号議案「桑名都市計画区域区分の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

県土整備部都市政策課長の藤森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1805号議案をご説明申し上げます。

第1805号議案は「桑名都市計画区域区分の変更」であり、桑名都市計画区域内の市街化調整区域を、市街化区域に編入するものでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、市街化調整区域にある額田地区を、市街化区域に編入しようとするものでございます。

当地区は、市街化区域に隣接し、連たんした市街地が形成され、相当の人口密度を有することとなった地区であるため、「すでに市街地を形成している区域」として、市街化区域に編入するものでございます。

次に、人口フレームについてご説明申し上げます。令和2年の市街化区域内人口は約142,000人と算定されます。令和2年の市街化区域内の収容可能人口、スクリーンの表でいう配分する人口は、約140,000人と算定され、およそ2,000人が市街化区域に収まらないこととなります。このような市街化区域に収まらない人口を、「保留人口」といいます。保留人口がおよそ2,000人あることから、およそ2,000人に相当する面積分について、市街化区域の拡大が可能となります。

続いて、編入後の保留人口について、更に詳細にご説明申し上げます。先ほどもご説明申し上げましたが、現在の保留人口は、目標年である令和2年の市街化区域の将来人口142,479人から、既存の市街化区域の令和2年の収容可能人口、つまり配分する人口140,350人を差し引いた2,129人となります。この保留人口のうち、今回の編入により配分する保留人口は、市街化区域に編入する地区の人口664人となり、現在の保留人口以内に収まります。編入後の保留人口は、現在の保留人口から、今回配分する保留人口を差し引いた、1,465人になりますが、お手元の議案書「1805-1」の計画書上は、千人単位での表記としておりますので、保留人口1,000人と記載しております。

それでは、今回の変更箇所的位置についてご説明申し上げます。

こちらは、桑名都市計画区域全域を示した位置図です。

今回編入予定の「額田地区」は、桑名市役所から西方向に約4km離れた丘陵地に位置しております。

周辺の主要な交通施設との位置関係でございますが、編入区域から東方向約250mの位置に

東名阪自動車道が通り、南東方向約 1km の位置に桑名 IC がございます。

こちらは、拡大した位置図でございます。

編入箇所は、赤枠で示した区域で、第一種低層住居専用地域に指定された市街化区域に接しております。

次に、変更箇所の具体的な内容について、ご説明申し上げます。

赤枠の範囲が今回市街化区域に編入する区域でございます。

当該区域は、民間企業が、平成 19 年度に都市計画法に基づく開発許可を取得し整備した住宅団地を主体としております。当該住宅団地は、許可後、平成 26 年 12 月に整備が完了し、上下水道や道路等、接続する市街化区域と同様の住環境を有しております。なお、現在、開発により整備されたほぼすべての住宅用地において、戸建ての住宅が立地している状況です。

また、保留人口から新たに配分する人口、つまり、当該地区の区域内人口は、令和元年 9 月時点で、664 人であり、区域内の人口密度は、ヘクタールあたり約 70 人となっております。

ここで、当該編入区域の県及び桑名市のマスタープラン上の位置づけを確認して参ります。

まず、県の区域マスタープランについてご説明申し上げます。県の区域マスタープランにおける市街化調整区域の土地利用方針において、計画的に面整備を検討、実施している区域は、事業の実施が確実となった段階で、必要に応じて市街化区域に編入することとしております。

次に、桑名市都市計画マスタープラン上の位置づけについてご説明いたします。

こちらは桑名市内の土地利用計画を示した図でございます。当該編入区域部分の拡大図がこちらでございます。当該編入区域は、「計画的整備市街地」としての位置づけがなされ、計画に沿った、ゆとりとうるおいのある居住空間の形成を促すこととされています。

以上のように、当該額田地区は、県及び桑名市のマスタープランの方針に基づき、民間開発により、市街化区域内の既成市街地と連たんした住宅団地が整備され、市街地として、相当の人口密度を有することとなったことから、「すでに市街地を形成している区域」として、市街化区域に編入することといたしました。

次に、今回の県決定である市街化区域編入と同時に、桑名市において都市計画決定手続きが進められております、当該変更箇所の用途地域の指定内容について、ご説明申し上げます。

先ほども説明させていただきましたが、当該住宅団地は、平成 19 年度に開発許可を受け、平成 26 年度に整備が完了しており、接続する市街化区域と同様の住環境を有しております。また、都市計画法第 41 条第 1 項の規定に基づき、第一種低層住居専用地域に準ずる制限が定められております。これらのことから、良好な住環境を保護するため、第一種低層住居専用地域に指定することとしております。

最後に、当該編入区域の現状についてご覧いただきたいと思っております。

各番号の地点から、矢印方向に撮影した現地写真をお示しいたします。

まず初めに、区域北西側付近、①の地点から写した写真でございます。こちらの道路は、編入区域の中央部を通る区画道路でございます。このように、道路整備は既に完了し、各区画には、住宅が立地しております。

次に、区域西側付近を、②の地点から写したものです。編入区域のラインを、赤色で示していますが、そのラインの右側のエリアを、今回市街化区域に編入します。

次に、区域の中央を通る道路付近を、③、④の地点から写したものです。

③の地点から、北西方向を写した写真でございます。

④の地点から、南東方向を写した写真でございます。

ご覧の通り、道路整備は既に完了しております、各区画には住宅が立地しております。

次に、区域中央部付近を、⑤の地点から写したものです。ご覧の通り、こちらも、既に住宅が立地していることが確認できます。

次に、⑥の地点から写したものです。同様に、既に住宅が立地しております。

次に、区域東側付近を、⑦の地点から写したものでございます。編入区域のラインを赤色で示しておりますが、そのラインから右側のエリアが、今回市街化区域に編入されるということでございます。

次に、東側の市街化区域と今回編入する区域の境界付近を、⑧の地点から写した写真です。編入区域のラインを、赤色で示しておりますが、このラインから左側のエリアを、今回市街化区域に編入します。

次に、区域中央部に位置する老人ホームを写したものでございます。こちらは、平成19年度に住宅団地を整備するため、開発許可が取得された際に、すでに老人ホームとして立地しておりました。当該老人ホームは、昭和58年に立地しており、適法な状態で、今日まで運営がなされております。

最後に、北側付近を、⑩の地点から写したものでございます。ご覧の通り、区画道路は、既に整備され、ほぼすべての区画に住宅が立地しております。

このように、今回市街化編入する部分には、住宅がほぼすべての区画で立地しており、市街化区域内の既成市街地と連たんした市街地を形成しております。

以上でスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明を申し上げます。

議案書「1805-1」、桑名都市計画区域区分の変更の計画書でございます。次に議案書「1805-2」は、新旧対照表でございます。続いて、議案書「1805-3」が理由書、議案書「1805-4」が位置図、そして議案書「1805-5」が計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和2年8月4日から18日までの間、縦覧しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、桑名市からは、当議案について令和2年9月10日に異存なしとの回答をいただいております。

以上で第1805号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。それではただ今のご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村山先生、仲林先生。もしございましたら。

○村山委員

すみません、村山でございます。

○議長：松本会長

村山先生、ではお願いします。

○村山委員

ご説明ありがとうございました。

スライドの17枚目なんですけれども、この写真を見るとですね、地点4の右側の土地が大分荒廃しているようなんですけれども、17、そうか、手元の資料と番号が違うんですが、数枚後に④の箇所からの写真がございますね。これを出していただけますでしょうか。

これですね、この写真の右側が随分荒廃しているようでして、これも今回市街化区域に編入する範囲に入ってるんですが、これは現状なんでしょうか。それから今後の開発の計画などがあれば教えてください。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

ありがとうございます。

この部分につきましては、開発の当時ですね、道路の法面として造成された部分でございます。すでに造成済みということで、ただこの部分の法面保護を兼ねまして、こういった植栽といいますか、それがされておりますので、このような状況になっております。

○村山委員

はい、この所有者はどなたですか。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

桑名市ですね、道路の支える法面として造成されまして、桑名市の方に移管されております。

○村山委員

わかりました。コメントですけれども、市街化区域の低層住宅地の環境としては、少し残念な状況と思っています。維持管理の面をぜひお願いしたいなと思います。今日の決定というのは本質的に関係ないところなんですけれどもコメント差し上げます。以上です。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

ありがとうございました。

○議長：松本会長

どうも、ありがとうございました。これ、結構な急斜面とまではいえませんが、斜面になってるんですね。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

そうですね。一割二分くらいの勾配になっております。

○議長：松本会長

なるほど、そういう意味では、緑地というような意味合いもあるかと思imasので、維持管理をしっかりとしていただければ、というコメントだったと思います。

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

私から1点だけ確認させてください。

今回老人ホームがあったということですが、かなり大きな施設のように思えるんですが、これは、この第一種に指定されました後も適法ということなんでしょうか。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

用途的には、第一種でも、建てられる用途とありますけれども、ただ高さの部分で、一定、用途が張られた後は既存不適格という形で、制限を超える部分があるんですけども、ただそれは建て替えの時にですね、対応してもらおうということで、所有者さんの方にも説明させていただいておるということで聞いております。了解は得ているということですね。

○議長：松本会長

そういうことですね。これを見るとでも二階建てなんで、ただ、あれですね、高いところがあるわけですね。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

そうですね。ちょっとかかってしまう部分があるだろうと聞いております。

○議長：松本会長

はい。それは建て替えの時には直していただけるということですね。

○事務局：都市政策課 伊藤主査

はい。

○議長：松本会長

わかりました、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。はい、それでは特にご異論ないということでございますので、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

それではご異議ないということで、村山先生、仲林先生もよろしかったですね。

○村山委員

はい、大丈夫です。

○仲林委員

はい、異議ございません。

○議長：松本会長

はい、異議があるときは異議ありと言ってくださいね。

はい、ではございませんので、第1805号議案、「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申いたしたいと思えます。

(2) 第1806号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：松本会長

それでは続きまして、第1806号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 山田技師

四日市市役所 都市整備部 建築指導課 許可認定係の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第1806号議案について、ご説明させていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、建築基準法第51条に基づき、特定行政庁であります四日市市長より付議いたしました、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」になります。

はじめに、建築基準法第51条と都市計画審議会の位置づけをご説明させていただきます。

それでは、スクリーンをご覧ください。

まず初めに、建築基準法第51条について説明させていただきます。

建築基準法第51条は、一定規模以上の処理能力がある廃棄物処理施設等の建築を規制しておりますが、ただし書の規定により、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて特定行政庁が許可した場合は、建築することができます。

一般廃棄物処理施設は、四日市市都市計画審議会で、産業廃棄物処理施設は、三重県都市計画審議会でご審議いただくこととなります。

今回の施設は、一般廃棄物処理施設ではなく、産業廃棄物処理施設に該当することから、三重県都市計画審議会に付議させていただきました。

続きまして、具体的に議案の説明をさせていただきます。

施設の概要について説明させていただきます。

本件の新たに申請を行う用途は、廃プラスチック類の破砕施設を備えた産業廃棄物処理施設であります。

申請者は、株式会社高野であり、敷地の位置は、四日市市桜町地内で、用途地域の指定はなく、市街化調整区域であります。

敷地面積は、13,177.35 m²となっております。

処理能力についてですが、更新する廃プラスチック類の破砕機の一日当たりの処理能力は、186トンとなります。更新前は4.96トンであり、規定数量ごととなりますが、以下で処理をしております。

既設の既存不適格となっているがれき類及び木くずの破砕機の処理能力は、記載のとおりとなっております。

この既存不適格についてですが、がれき類及び木くずの破砕施設は、平成13年2月の廃掃法改正により、施設設置許可及び建築基準法第51条の許可が必要となりましたが、当該破砕施設は、廃掃法改正以前から設置されており、今回の計画においても処理能力の変更がないため、既存不適格の扱いとなっております。なお、今回の計画では破砕機の変更はございません。

続きまして、申請理由についてご説明させていただきます。

申請者は、先ほどの説明のように、建築基準法第51条の規制を受ける以前から、がれき類及び木くずの中間処理を行ってまいりました。

その後、屋内にて、廃プラスチック類の破砕を行うための上屋等の建築物を建築するため、平成13年に本件敷地において、都市計画法第29条第1項に基づく許可を受けており、廃プラスチック類の破砕施設については、廃掃法に規定する処理能力以下であることから、申請者は適法に事業を営んでおります。

今回の計画において、廃プラスチック類の破砕機の更新に伴い、処理能力が規定数量を超えることから、法第51条ただし書の許可申請の提出がなされ、その敷地の位置が、都市計画上支障がないことについて、本審議会の議を経る必要があるため、付議させていただきました。

なお、破砕機の更新にあたり、当該破砕機用の動力盤を格納する建築物の建築も行います。

続きまして、申請敷地の位置について、図面でご説明させていただきます。

こちらの図は、四日市市都市計画マスタープランにおける、土地利用方針図となります。

申請敷地は、黒の破線で囲ったところの、赤色の丸印で示す位置となります。

こちらは、先ほどの土地利用方針図を拡大したものであり、申請敷地は、自然共生ゾーン内

の、自然・緑地系の土地利用を図る区域に位置しております。

次は位置図で説明をさせていただきます。

申請敷地は、図の左に位置する赤で示す部分となります。申請敷地は、図の右の青色で示す四日市市役所より西側へ約 10km 離れたところに位置し、南北を走る県道四日市菟野大安線及び東名阪自動車道に近接した立地となっております。

こちらは、申請敷地周辺の都市計画図となります。

申請敷地の北東側に、緑で着色された住居系の住宅団地がございますが、その他の地域は、白地の市街化調整区域となっております。

こちらは、更に拡大したものとなります。

赤色で着色されたところが申請敷地であり、敷地の西側には、黄色で示す県道四日市菟野大安線、青色で示す東名阪自動車道が通っております。

申請敷地の用途地域の指定はなく、市街化調整区域であり、申請敷地の北東には緑色で示した第一種低層住居専用地域が位置しております。

続いて、事業計画について説明させていただきます。

こちらは、施設の位置図となります。

敷地は、県道四日市菟野大安線沿いに位置し、赤色の太線の範囲が申請敷地であり、緑色が敷地内の廃プラスチック類の破砕機の建屋、黄色が破砕機、ピンク色が増築棟を示しております。搬入経路は赤色、搬出経路は青色で示したとおりとなります。

写真は、敷地の出入り口を、

こちらの写真は、車両の搬出入の状況、

こちらの写真は、搬入後の保管場所の状況でございます。

こちらは、破砕施設における動線図となります。

まずはじめに、単品又は混合された状態で搬入された産業廃棄物を、破砕前保管場所に保管します。

次に、品目ごとに分けるため、手選別場所に移動し選別を行います。

選別された品目ごとに破砕機に投入して破砕します。

破砕後は、破砕後保管場所で保管し、再利用又は埋立てするものごとにコンテナ及びトラックに積み込んで搬出します。

次は、維持管理計画の説明をさせていただきます。

廃プラスチック類の破砕施設の作業人数は6人で、作業時間は9時から18時まで、休憩1時間を除いて8時間となります。年末年始などの繁忙期については、搬入量が増加するため、8時から21時まで作業の延長を想定しております。

また、日常的に破砕機の点検・清掃を行うなど衛生管理を行い、破砕機については、メーカーにより年2回の定期点検を受けることで、安全面の管理を行います。

それでは、本件敷地の位置の妥当性について説明させていただきます。

1から5までの項目に分けて、敷地の位置が都市計画上支障がないと判断しましたので、順番にご説明させていただきます。

1つの目の理由は、既設破砕機の更新という点です。

こちらは、施設の位置図でございます。赤色の太線の範囲が、平成13年に開発許可を受けた敷地の範囲であり、土地利用及び形態に変更がございません。今回の行為は、従前より適法に事業を営んでいる敷地における破砕機の更新を行うものであり、土地利用方法及び形態に変更がないことから、支障なしと判断いたしました。

なお、申請敷地は、四日市市都市計画マスタープランの自然共生ゾーンの自然・緑地系の土地利用を図る区域に位置しておりますが、敷地の約40%以上の緑地を設けており、現在も維持保全に努めております。

2つ目の理由は、周辺環境への配慮です。

更新後の破砕機について、生活環境影響調査を行ったところ、騒音・振動について三重県生活環境の保全に関する条例に規定されている規制値を下回ることが確認できました。

また、環境保全対策として、山林に囲まれた敷地の中央にある建屋内に設置する計画であるため、騒音が低減され、破砕機に防振ゴムを設置することで振動を低減し、破砕施設内にミストシャワー設備を設置して散水を行うことで粉じんを抑制する計画であります。

これらにより、周辺環境への配慮がなされていると判断いたしました。

理由3の説明に入る前に、お手元の議案書で補足させていただきたい事項がございますので、その説明をさせていただきます。

「今回の破砕機の更新により、搬出入の台数を増やす計画ではない」と記載しておりますが、申請者側としては、許可を受けた後、すぐさま現状の取引先を増やす計画をしていないとのことであります。

また、仮に増やしたとしても保管場所や手選別を行う従業員の数の受け入れ体制ができていないことから、数年の間、搬出入台数はそのまま事業を行う予定であるとのことでありますので、このように記載した次第でございます。

つまり、一時的には現状のままですが、受け入れ体制などが整った5年後ぐらいを目途に、現状より60台増やして事業を行いたいということでございます。

以上のことから、今後、60台増となることが交通への影響がないかについて説明させていただきます。

申請敷地の接する県道四日市菰野大安線は、一日当たり約12,000台の交通量があり、破砕機の更新により当該敷地への搬出入量は、将来的に一日当たり約60台増加する計画をしておりますが、この台数は、県道の交通量と比較して、約0.5%であり、1%未満であることから、本件計画において県道の交通への影響は少ないと判断いたしました。

4つ目の理由としましては、廃掃法第15条第1項の規定による施設設置許可における事前協議を並行して行っており、関係機関との事前協議が終了しております。

5つ目としましては、地元自治会及び近隣住民へ事前に説明を行っており、了承を得られております。

これらの理由から、本件産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、都市計画上支障がないと認められると判断いたしました。

以上でパワーポイント、本件の説明を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

それではただいまのご説明に対しまして、ご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、増田委員お願いします。

○増田委員

すいませんちょっと伺いたいと思います。

説明のパワーポイントの22ページのところですけれども。

ミストシャワーによる、粉じんの防止をしておられるんですが、このミストシャワーは、屋内で使われた後、排水が出るほどではないということでしょうか。その排水についてはちょっと伺えたらと思います。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 山田技師

ミストシャワー設備についてですが、確かに散水することで水が発生しますが、シャワーの量も少ないことから、霧状のもので、ミストシャワーで行います。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

補足させていただきます。

建屋内で行うんですけれども、建屋内で行うミストシャワーにつきましては霧状のものということで説明させていただきましたけど、それがですね汚水として流れ出すほどの量が出るようなものではないものですので、そういった汚水が発生することはないということで現地も確認してきております。

○議長：松本会長

そもそも汚水の処理はどうなってるんでしょうか。地面は全部舗装されてるんですか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

地面は舗装されてるところもありますけれども、砂利状のところもあるんですが、基本的にですね。トイレとかも、事務所のようなトイレもあつたりするんですが、それにつきましては浄化槽を設けております。

それから、あと場内の排水につきましては、開発許可を受けたときに、調整池を設けておりますので、その調整池に流れ込むような形での勾配がとられております。

ということで場内排水はそういう形で流れていくようにしております。

○議長：松本会長

その調整池に入った後はどうされているのですか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

県道にある側溝に流す形で、その後その側溝のよりその先には、その低いところに、矢合川という川があってですね、そのあとまた、県河川の三滝川っていう河川に流れていくような流れになります。

○議長：松本会長

どこかで薬物処理かなにかされてたりはするんですか。或いはそういう汚濁するような、汚染水みたいなものは全く出ないということなんですか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

ここの施設については出ません。

○議長：松本会長

はい、わかりました。じゃあちょっと沈殿処理ぐらいをして、上澄みの水を流してるということですね。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

はい。

○議長：松本会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○村山委員

はい、すみません。

○議長：松本会長

村山先生ですか。

○村山委員

はい、えっとですね、理由②の周辺環境への配慮のところなんですけれども。

環境保全対策として、騒音や振動についても言及されてますけれども。

これは建屋内の今回設置する新しい破碎機の話だと思うんですけれども、一方で増築棟というのがございまして、これは動力機を入れるということなので、それなりに音とか振動が出るんじゃないかなと思うんですが、この増築棟の、環境評価はどのようになっているんでしょうか。

○議長：松本会長

はい、お答えをお願いします。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 山田技師

増築棟につきましては、コンテナ自体に冷却する装置がついておりまして、基本的に締め切って使用することになっております。

そのため、駆動音はあると思いますけれども、基本的に締め切って使うために、ほとんど軽微であるということから、周辺の環境にほとんど影響がないというふうに判断しております。

また、環境影響調査につきましても、基本的に破砕機自体の調査の方を行っておりましてコンテナについては、そのように軽微であるというような形で判断しておりますので、コンテナを含めた形では、影響の調査は行っておりませんが、基本的には問題ないというふうに判断しております。

○村山委員

はい、承知しました。ありがとうございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

はい、ではお願いします。すいませんちょっと字が見えなくて申し訳ないんですが。

○廣委員

先ほど追加で説明いただいたんですけども、破砕機ですね、処理能力というのは、現在は4.96トンと。それが186トンになるってことは約40倍ぐらいになるって話ですね。

で、交通量の話なんですけども。今は現状125台と、それを搬出入台数は増やす計画ではないというものの、先ほど話があったのは5年間で60台増やすという話ですね。

ただ、その破砕機能の、それは40倍になるってことは、今125台ですけども、もう単純計算でいうと約40倍ってことは、5000台ぐらいにもなりますよってということなのか。

どうなのかそこら辺はどうでしょうか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 山田技師

破砕機の動力としてそれだけ上がる形にはなりますが、実際の配送であったり、破砕後の破砕された廃プラスチック類等が、かさ比重といいますか、破砕することで、小さく砕かれますので、破砕する能力が上がって破砕量は、増えるという形ではあると思うのですが、その後の搬出の量であったりするところで、必ずしも、その等倍に増えるという形ではないということになっております。

また、実際その処理能力が、これまで増えてしまっているところの影響についても、同時並行で進めさせていただいていた、施設の設置許可の方の、環境影響調査等につきましても、こちらの変更後の状態で問題ないという形で、環境アセスの方を取っていただいて、当施設設置の事前協議の方も終了しておりますので、基本的には問題はないというふうに判断しております。

○廣委員

はいすいません。

ということは今の計画では5年間で60台っていう話を聞きました。仮にこれもこのままいったら十年間でも120台。そういうふうな計算でいいということでしょうか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 山田技師

失礼しました。5年後に、今の破砕機の能力で必要となる搬出の量が増えるのが60台でありまして、一応そちらが上限というふうな形で聞いておりますので、その5年後更に60台上がるという計画ではございません。

○廣委員

ちょっと、どうしてもその40倍近くに破砕能力が上がってるのに、それを使わないでっていうか、ぎりぎりいっぱいまで使うと本当にもっともっと、台数も増えるんじゃないかなと私は思ったものですから、今の計画でもそうだとということで、理解させていきました。ありがとうございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

関連しますがこれを見ると、186トンで60台ということは、1台当たりそんなに積まないんですね。重さ、プラスチックだから容積が大きくなるんですかね。その多分縛りがあって、重さ自体は1台でそんなに運べないということなんですね。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

そういうことですね。

○議長：松本会長

それから、ちょっと心配なのが60台増えると180台/日ぐらいになるんですか。現在が125台で、プラス60台で180台ぐらいになってくると思うんですけど。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

そうです。合わせて185台ということで合っています。

○議長：松本会長

そうすると場内で、それだけ受け入れるだけのキャパシティがあるのでしょうか。そこをあんまり心配しなくてもいいかもしれませんが。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

ここの企業っていうのがですね、基本的に他社が解体したものを受け入れないんですね。受

け入れを断っておりまして、それで、自分のところの従業員が現場行って解体してきたものをこちらへ持ってきて、従業員が運んできて、従業員が事務所行って、マニフェストの処理をしていくということなので、もうどこで待機していれば、いいということ自分の従業員ですので、把握しておりますので。ですので、県道に停めることはしないですし、仮に混んできた場合には、もうちょっと場所を変えればいいよ、みたいなところはですね、従業員の方で把握しておりますので、仮に混み合ってきたとしてもそのところは、うまく対応できるとは聞いております。

○議長：松本会長

はい、わかりました。ありがとうございます。

もう1点、市街化区域の第1種低層のところ近くに、地図上では近いように感じますが、距離的には何メートルぐらいあるんでしょうか。

○事務局：四日市市役所 都市整備部 建築指導課 林課長補佐兼許可認定係長

この青のですね、青というか緑は、実際、斜面のところのあたりまでですね、第一種低層住居専用地域のところは色塗りはしてありますけども、住宅の団地の方までいきますと約200mぐらいになりまして、一応ですね私、担当と一緒にですね、住宅団地の方への影響がですね、ないとは聞いていたんですけども、念のためにですね、ちょうど稼働してる時間帯に、現地の方も赴きまして、どんな音がするのだろうかということで見してきましたけども。

現地に行けば音はしてるんですけど、ここに行くとも音はしてないという状況で、この団地の方の住民からの苦情も来てないよということも伺っておりますので、問題ないのかなっていうふうには判断させていただきました。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。書類だけではなくちゃんと現地の確認までいただいているということで、大変ありがたいと思います。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

すみません、仲林先生もよろしかったですか。

はい、ございませんようですので、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

※ 異議なしの雰囲気

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。それではご異議なしということでございますので、第1806号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきましては、原案が適切であると判断いたします。

特定行政庁四日市市長に原案通り答申いたします。

6 第195回都市計画審議会予定議案について

○議長：松本会長

それでは次に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いします。

○事務局：都市政策課 大下副課長

それでは、資料の「第195回三重県都市計画審議会 予定議案概要」をご覧ください。

予定議案は21議案ございます。

まず1番、2番は鈴鹿亀山道路に関する議案です。

1番、鈴鹿都市計画道路の変更については、鈴鹿亀山道路を新たに都市計画道路に追加し、追加に伴って、都市計画道路鈴鹿中央線と都市計画道路加佐登鼓ヶ浦線を変更するものでございます。

2番、亀山都市計画道路の変更については、同じく鈴鹿亀山道路を新たに都市計画道路に追加し、追加に伴って、都市計画道路川崎下庄線を変更するものでございます。

次に、3番は下水道の変更に関する議案です。

3番、津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更については、志登茂川浄化センターの区域縮小及び、区域縮小に伴う放流渠の終点位置を変更するものでございます。

続きまして、4番から7番までは、いなべ都市計画区域の変更に関する議案です。

4番、いなべ都市計画区域の変更については、北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合し、いなべ都市計画区域に変更するものでございます。

5番、いなべ都市計画道路の変更、及び6番、いなべ都市計画下水道の変更については、4番のいなべ都市計画区域の変更に伴い、それぞれ都市計画道路及び都市計画下水道を統合し、名称を変更するものでございます。

また、7番、いなべ都市計画白地規制の変更については、いなべ都市計画区域の変更に伴い、建築基準法に基づく白地規制の区域を変更するものでございます。

続きまして、8番、9番は区域区分の定期見直しに関する議案です。

8番、四日市都市計画区域区分の変更については、都市計画区域マスタープランの改定に伴い、区域区分の見直しを行い変更するものでございます。

9番、松阪都市計画区域区分の変更については、都市計画区域マスタープランの改定に伴い、区域区分の見直しを行い、都市的土地利用を図る区域を市街化区域に編入するものでございます。また、区域区分において図面表示している行政界の一部に誤りがあり、本来の行政界にあわせて区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

10番から19番までは都市計画区域マスタープランの変更に関する議案です。

10番から19番は、現行の都市計画区域マスタープランの目標年が令和2年度であるため、いなべ都市計画区域の変更もふまえ、北勢、中南勢圏域内の桑名、四日市、鈴鹿、いなべ、亀山、津、松阪、安濃、多気、明和の10の都市計画区域マスタープランについて改定するものでございます。

最後に、3ページをご覧ください。

20番、21番は産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する議案です。

20番、産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、伊賀市におけるバイオガスによる発電等を目的としたメタン発酵施設を設置するのに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

21番、松阪市における既設の産業廃棄物処理施設において、法で定める処理能力を超える廃プラスチック類の破碎施設を増設することに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

なお、予定議案が、21と多くなっていることから、十分な審議時間の確保のため、次回の審議会は、令和2年12月23日の午前10時から、開始とし、午前及び午後の審議を予定しております。場所は本日の会場と同じアストホールで開催しますので、年末の大変お忙しいところでございますが、ご予約のほど、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいですか。今お話ありましたようにたくさん議案がありまして、更に重要な議案ばかりですので、12月23日午前10時から夕方まで、時間の確保をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で予定の議案すべて終了ということですが皆様方の方から何かございましたらお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

はいどうもありがとうございました。以上ですべての議案終了としまして、皆様方のご協力に感謝申し上げます。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

松本議長には、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

7 閉会

○司会：都市政策担当 向井次長

これをもちまして、第194回都市計画審議会を終了いたします。

(終)